

平成18年2月23日

[適用指針]

企業会計基準適用指針公開草案第15号

-
- 法人名 : みずほ証券株式会社
 - 部署 : 市場営業G投資戦略部
 - 役職 : チーフクレジットアナリスト
 - 名前 : 香月康伸
-

■コメント:

企業会計基準適用指針公開草案第15号へのコメント

(1)複数格付けについて

今次会計処理指針案では、その26において複合金融商品の元利金が保全される高い信用格付けの例として、「複数の格付機関よりダブルA格相当以上を得ているような場合」が挙げられておりますが、当社としては以下の理由から「単一の格付機関からの格付」とすることをガイドラインとすべきと考えます。

理由

1. 既に組成されている多くのシンセティックCDO案件で単一の格付機関からの格付取得のみとすることがより一般的であり、複数の格付機関の格付けを要とした場合に今回の改正の過去案件への遡及性が少なくなり投資家の享受しうる今次改正のメリットが限定的となり、本指針の実効性が低下・形骸化する恐れがあるため
2. 複数格付機関からの格付取得を要とした場合、コスト面及び複数格付機関のトランシェ上の考え方の違い等の組成上の制約の結果、複数格付を取得したシンセティックCDOの組成が限定的であり続けることが予想されるから、投資家の享受しうる今次改正のメリット及び本指針の実効性が限定的となる恐れがあるため。
3. 新BIS基準においても、複数の格付機関からの格付取得を前提としていないため。
4. 複数格付機関からの格付けのどちらか一方がシングルA以下となった場合に、どちらの格付けに基づいた会計上の取扱を行うべきかについて混乱が予想されるため。
5. 投資家によっては既に単一格付けを前提に一定格付け以上の場合はその評価差額が当期の損益に反映されない方法で会計処理を行っている場合があり、今回複数格付機関からの格付取得が求められた場合、これまでの処理との整合性の点で混乱が予想されるため。

(2)格付水準について

同「複数の格付機関よりダブルA格相当以上を得ているような場合」が挙げられておりますが、当社としては以下の理由から「ダブルA相当」という基準は明確な根拠がなく、市場の一般通念である「投資適格等級(トリプルB以上)とすることをガイドラインとすべきと考えます。

理由

AA格とA格との市場の二重構造を作り出す可能性が高く、本質的なリスク評価に基づく価格形成機能を需給面から歪める可能性がある。この点、投資適格等級であれば、投資基準の一般的なルールであることが多く、市場参加者にも違和感がないと思われるため。

(3)「高い信用格付け」の定義について

同26において、「元利金が保全される高い信用格付け」と格付けが定義されていますが、高い格付けの定義としての「元利金保全の高さ」なのか、あるいは複合金融商品の元利金をも指すのか、文脈により解釈が異なる恐れがあります。こうした混乱を避けるためにも、「元利金が保全される」という字句を削除するか、「元本が保全される」に変更すべきと考えます。

(4)遡及適用について

既に投資を行なっている投資家に混乱が生じ、正常な市場の価格機能を歪めないためにも、遡及適用は行なわないことが望ましいと考えます。